

改正後	現 行
<p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第9の14及び15の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>(-) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>(十) 脂質異常症食の対象となる入所者等について</p> <p>療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるLDL-Cコレステロール値が140mg/dl以上である者又はHDL-Cコレステロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者であること。</p> <p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>報酬告示第9の14及び15の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>① 機能訓練サービス費の区分について</p> <p>(-) 機能訓練サービス費(I)については、利用者を通所させて自立訓練(機能訓練)を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p>(二) 機能訓練サービス費(II)については、自立訓練(機能訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。なお、「居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。</p>

改正後	現行
<p>(三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利用者に対し、以下の研修等を受講した者が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいうものである。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成13年3月30日付<u>障発第141号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知</u>)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>ウ 廃止前の「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成6年7月27日付<u>社援更第192号厚生省社会・援護局長通知</u>)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>エ 廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」(昭和47年7月6日付<u>社更第107号厚生省社会・援護局長</u>)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修</p>	<p>ア 運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助</p> <p>ウ 住宅改修に関する相談援助</p> <p>エ その他必要な支援</p> <p>(三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利用者に対し、以下の研修等を受講した者が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいうものである。</p> <p>ア 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科(平成10年度までの間実施していた視覚障害生活訓練専門職員養成課程を含む。)</p> <p>イ 「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成13年3月30日障発第141号)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>ウ 廃止前の「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成6年7月27日社援更第192号)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>エ 廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」(昭和47年7月6日社更第107号)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修</p>

改正後	現 行
<p>オ (略)</p> <p><u>(四) 共生型機能訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練（機能訓練）事業所に通所させて、自立訓練（機能訓練）を提供した場合に算定する。</u></p> <p>ア <u>50歳未満の者であって、区分2以下のもの</u></p> <p>イ <u>50歳以上の者であって、区分1以下のもの</u></p> <p><u>(五) 共生型自立訓練（機能訓練）事業所にサービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合については、所定単位数を加算する。</u></p> <p><u>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</u></p> <p>(六) (略)</p>	<p>オ その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(四) 基準該当機能訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは</u></p>

改正後	現 行
<p>② 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第10の1の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>④ 初期加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑤ 欠席時対応加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑥ リハビリテーション加算の取扱いについて ア (略)</p>	<p>指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に通所させて、自立訓練（機能訓練）を提供した場合に算定する。</p> <p>ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの</p> <p>② 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第10の1の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。<u>この場合において、対象職種は社会福祉士及び介護福祉士である。</u></p> <p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第10の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>④ 初期加算の取扱い 報酬告示第10の3の初期加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑤ 欠席時対応加算の取扱い 報酬告示第10の4の欠席時対応加算については、2の(6)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑥ リハビリテーション加算の取扱い ア 報酬告示第10の4の2のリハビリテーション加算については、利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものであるが、原則として利用者全員に対して実施すべきものであること。</p>

改正後	現 行
<p>イ 2の(6)の⑪の規定は、自立訓練（機能訓練）に係るリハビリテーション加算について準用する。</p> <p>⑦ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑧ <u>食事提供体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の6の食事提供体制加算については、2の(6)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑨ <u>送迎加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の7の送迎加算については、2の(6)の⑮の(-)から⑮までの規定を準用する。</p> <p>⑩ <u>障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の⑥の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑪ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第10の8の2の社会生活支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(-) 対象者の要</u> <u>医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）事業所等を利用することになった者をいうものである。</u></p>	<p>イ 2の(6)の⑩の規定は、自立訓練（機能訓練）に係るリハビリテーション加算について準用する。</p> <p>⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第10の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑧ 食事提供体制加算の取扱い 報酬告示第10の6の食事提供体制加算については、2の(6)の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑨ 送迎加算の取扱い 報酬告示第10の7の送迎加算については、2の(6)の⑭の(-)から⑭までの規定を準用する。</p> <p>⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の⑤の⑥の規定を準用する。 (新設)</p>

改正後	現行
<p><u>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）等を利用することになった場合、指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</u></p> <p>(二) 施設要件</p> <p><u>加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。</u></p> <p><u>なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。</u></p> <p><u>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</u></p> <p>(三) 支援内容</p>	

改正後	現 行
<p>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア <u>本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（機能訓練）計画等の作成</u></p> <p>イ <u>指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等</u></p> <p>ウ <u>日常生活や人間関係に関する助言</u></p> <p>エ <u>医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</u></p> <p>オ <u>日中活動の場における緊急時の対応</u></p> <p>カ <u>その他必要な支援</u></p> <p>⑫ <u>就労移行支援体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の8の3の就労移行支援体制加算については、2の(6)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑬ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p>	<p>(新設)</p> <p>⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第10の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p>